

新中間処理施設整備における市町村別負担額試算について

1. 構成市町村別建設費の内訳 (概算事業費ベース)

(単位: 億円、税込み)

市町村名	分担率	建設費 ①	交付金 ②	交付税 措置額 ③	負担額 ①-②-③	運営維持 管理費
	100.00	386	108	118	160	222
帯広市	55.55	214.4	60.0	57.4	97.0	123.3
音更町	13.41	51.8	14.5	13.9	23.4	29.8
士幌町	1.40	5.4	1.5	1.5	2.4	3.1
上士幌町	1.33	5.1	1.4	2.5	1.2	3.0
鹿追町	0.93	3.6	1.0	1.8	0.8	2.1
新得町	2.05	7.9	2.2	4.0	1.7	4.6
清水町	1.86	7.2	2.0	3.6	1.6	4.1
芽室町	5.00	19.3	5.4	5.2	8.7	11.1
中札内村	0.69	2.7	0.7	0.8	1.2	1.5
更別村	0.46	1.8	0.5	0.8	0.5	1.0
大樹町	2.25	8.7	2.4	4.3	2.0	5.0
広尾町	2.05	7.9	2.2	4.0	1.7	4.6
幕別町	7.31	28.2	7.9	7.6	12.7	16.2
池田町	1.35	5.2	1.5	2.7	1.0	3.0
豊頃町	0.67	2.6	0.7	1.3	0.6	1.5
本別町	1.09	4.2	1.2	2.1	0.9	2.4
足寄町	1.20	4.6	1.3	2.3	1.0	2.7
陸別町	0.44	1.7	0.5	0.8	0.4	1.0
浦幌町	0.96	3.7	1.0	1.9	0.8	2.1

* 構成市町村別の交付税措置額は、過疎対策事業の起債が可能な町村(町村名・負担額等に網掛けしている町村)については、起債対象金額の全てを過疎対策事業として起債し、その他市町村については一般廃棄物処理事業を起債したと仮定し、試算したもの

* この試算については、概算事業費に構成市町村ごとの分担率を乗じて小数点第2位で四捨五入したものであり、項目ごとの合計とは一致しないもの

* 今後、提案する予算額とは必ずしも一致しないもの

2. 費用負担の考え方

(1) 一般廃棄物処理事業債を活用する場合

① 建設工事等のうち循環型社会形成推進交付金の対象事業

市町村分担金・負担金		
循環型社会形成推進交付金<組合>	地方債(一般廃棄物処理事業)	一財
	2/3 又は 1/2の90%	1/3又は1/2の10%
1/3 又は 1/2	交付税措置(50%)	実質負担(50%)

② 建設工事等のうち循環型社会形成推進交付金の対象外事業

市町村分担金・負担金		
地方債(一般廃棄物処理事業)		一財
75%		25%
交付税措置(30%)	実質負担(70%)	

(2) 過疎対策事業債を活用する場合

① 建設工事等のうち循環型社会形成推進交付金の対象事業

市町村分担金・負担金		
循環型社会形成推進交付金<組合>	地方債(過疎対策事業)	
	2/3 又は 1/2の100%	
1/3 又は 1/2	交付税措置(70%)	実質負担(30%)

② 建設工事等のうち循環型社会形成推進交付金の対象外事業

市町村分担金・負担金		
地方債(過疎対策事業)		
交付税措置(70%)	実質負担(30%)	